

令和7年5月 白杵市農業委員会定例総会議事録

令和7年5月9日（金）午前9時30分より、白杵市役所野津庁舎3階会議室において、会長が5月定例総会を招集した。
本日の出席委員は次のとおりであった。

出席委員

議長 小橋 勇二 会長

1番 後藤 聖憲 委員 2番 竹尾 奈美 委員 3番 藤澤 奈美江 委員 4番 二村 啓二 委員

5番 亀井 伸一郎 委員 6番 首藤 重雄 委員 7番 城野 幸司 委員 8番 赤嶺 雅也 委員

9番 野上 政憲 委員 10番 上野 誠司 委員 11番 中野 定重 委員

農業委員会事務局職員

農林振興課職員

阿南 哲也 局長 和田 敬生 次長 首藤 英二 主幹 佐藤 圭一 主査

付議議案

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第25号 非農地証明願いについて

議案第26号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

局 長 これより議案について審議をよろしくお願ひいたします。

議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第7条の規定により、小橋会長にお願ひいたします。

議 長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。議事に先立ち、委員の定足数を局長が報告いたします。

局 長 定足数の報告をいたします。委員総数12名中、本日は全員が出席となっております。

よって、臼杵市農業委員会 会議規則第6条の規定により、出席委員数が過半数となっていますので、本日の会議が成立していることを報告いたします。

議 長 次に、議事録署名委員の選任でございますが、私に一任いただけるでしょうか。

－異議なし－

議 長 それでは、議席番号3番 藤澤 奈美江 委員と、議席番号4番 二村 啓二 委員に議事録署名をお願ひいたします。

議案審議に入ります。議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、上野委員が関係しておりますので、上野委員は退席をお願いいたします。

－上野委員 退席－

議 長 事務局より説明をお願いいたします。

次 長 1ページをご覧ください。

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権を移転（賃借権、使用賃借権を

設定）することについて許可申請書の提出が下記のとおりだったので提案する。

令和7年5月9日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号1、(田) 697 m² 外1筆 合計 2,627 m² について、耕地の拡張を図るため、所有権を移転するものです。

番号2、(田) 1,309 m² について、耕地の拡張を図るため、所有権を移転するものです。

番号3、(畑) 251 m² について、菜園として利用するため、所有権を移転するものです。

番号4、(畑) 1,161 m² 外2筆 合計 1,691 m² について、耕地の拡張を図るため、所有権を移転するものです。

番号5、(田) 974 m² について、耕地の拡張を図るため、所有権を移転するものです。

番号6、(田) 713 m² について、耕地の拡張を図るため、所有権を移転するものです。

以上3条申請6件については、農地法第3条第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件等の許可要件のすべてを満たすものと考えられます。お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

4月24日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より後ほど説明及び報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。申請地は、次の4~5ページに掲載していますのでご覧ください。以上、3条申請6件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

後藤 委員 私、後藤より、4月24日に実施しました、議案第23号 農地法3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆の田で、これまで水稻や露地野菜が作付けされています。許可後も同様の作付けを行うとのことです。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 2 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、譲受人が果樹園として管理しています。許可後も同様の管理をすることです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 3 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の畑で、これまで草刈により管理していました。許可後は譲受人が菜園として利用することです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 4 の畑については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 3 筆の畑で、これまで草刈等により管理されています。許可後はフキやニラ・ピーマンの作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 5 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地にはハウスが建っており、譲受人がダイチゴの栽培を行っています。許可後も同様の管理をすることです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号 6 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は 1 筆の田で、これまで水稻が作付けされています。許可後も同様の作付けを行うとのことです。

3 条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件について

ては、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請6件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第19地区の川野推進委員さん。

川野 第19地区、推進委員の川野です。

推進委員 番号1の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は2筆あり、これまで水稻や露地野菜が作付けされています。すでに譲受人が耕作しており、今後も特に問題はないと思われます。

議長 続きまして、第4地区の梅田推進委員さん。

梅田 第4地区、推進委員の梅田です。

推進委員 番号2の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畠で、譲受人が果樹園として管理しています。今後も同様の管理をすることでのことで、特に問題は無いと思われます。

議長 次に、第8地区の佐藤推進委員さん。

佐藤政 第8地区、推進委員の佐藤です。

推進委員 番号3の畠については、売買により所有権を取得するものです。

申請地は1筆の畠で、草刈により管理されており、許可後は譲受人が菜園として利用することです。特に問題ないと思われます。

議長 続きまして、第6地区の伊藤推進委員さん。

伊 藤 第 6 地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号 5 の田については、売買により所有権を取得するものです。

申請地にはハウスが建っており、譲受人がイチゴの栽培を行っています。許可後もこれまでと同様の管理をすることです。特に問題は無いと思われます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

亀 井 番号 3 ですが、菜園で使うということで、今は耕作していないわけですが、年間 150 日以上農作業に従事すると見込めると判断した根拠はあるのですか。本人がそう言っているのでいいのですか。

議 長 事務局、お願いします。

首 藤 はい。譲受人のご自宅の前にある畠を菜園として使うわけであります。申請内容として年間 150 日農業するのかということですが、作付けの主 幹 品目としては露地野菜ということになっています。季節ごとの野菜を作っていくということで聞いておりますので、こちらとしては年間 150 日程度の作業があるかと思っています。確かに中に入って手を汚す日数が 150 日かと言われたらそれはないかとは思いますが、生育の状況の確認やそれを含めて農作業かと思っておりませんので、これについてはクリアできているのかなと判断しております。

議 長 亀井委員さん、いかがでしょうか。これは経営面積が 0 で家庭菜園ということなので、恐らく 150 日やるという本人の意思だけだと思います。ご理解いただけますでしょうか。

亀 井 委 員 はい、わかりました。

佐藤政 質問良いでしょうか。下限面積要件が無くなりましたが、例えば1m²、2m²でも買えるということだと思います。その中で、150日の要件も満
推進委員 たせというのはこれは法律上、相応があると思うのですが、国の見解あたりはどうでしょうか。

議長 下限面積が廃止されて農地取得ができることになりましたが、これまで日数があまり議論されてないかと思うのですが、いかがでしょうか。

首藤 主幹 下限面積が無くなつてこのような菜園程度の農地が取得できるような制度に令和5年の4月からなつたわけですが、過去にも例えば遠隔地に
住んでいる方も含めて、どういった取り扱いをしたらいいかと県に照会してみたことがあります、150日という日数があるのですが、画一的な
運用はしないようにと言われ方をしております。150日と謳っておりますが、例えば果樹などにおいては果たして150日やるのかという、ただ実
際現地はしっかり管理ができているということではありますので、荒れないような管理ができているのであればそれはいいのではないかとお話
しをいただいております。

議長 佐藤推進委員さん、いかがでしょうか。国のはうも色々な部分、クリアできていないと思います。家庭菜園ということで、農地管理をしてい
ただければ農業委員会としては許可をするという考え方のはうがいいかなと思っております。

佐藤政 はい、わかりました。

推進委員

議長 他に質疑ございませんか。

—質疑なし—

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。本
件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認－「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。議案第23号の審議が終わりましたので、上野委員を着席させてください。

－上野委員 着席－

議長 次に、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

次長 6ページをご覧ください。

議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条第1項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転(賃借権、使用貸借権の設定)するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

令和7年5月9日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

次長 7ページをご覧ください。

番号1、(畑) 323 m² 外2筆 合計 847 m² については、所有権を移転し、特定建築条件付売買予定地を造成するものです。農地の区分は2種農地となります。

番号2、(畑) 433 m² については、使用貸借権を設定し、一般住宅を建築するものです。農地の区分は3種農地となります。

番号3、(田) 124 m² については、所有権を移転し、駐車場を整備するものです。

以上、5条申請3件については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第5条申請チェックリストをご覧いただき、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

申請地は次の8ページに掲載していますのでご覧ください。以上、5条申請3件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

竹 尾 私、竹尾より、4月24日に実施しました、議案第24号 農地法5条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと併せて報告します。

番号1の畠については所有権を取得し、3区画の特定建築条件付き売買予定地として利用するものです。申請地は3筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については2種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号2の畠については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畠で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

番号3の田については、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。申請地は譲受人の自宅横の1筆の田で、草刈り等により管理されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については3種農地になります。一般基準の③から⑪についても申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断し、報告します。

以上、5条申請3件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 続きまして、担当推進委員さんより報告をお願いします。第2地区、木梨推進委員さん。

木 梨 第2地区、推進委員の木梨です。番号1と3を一括して報告させていただきます。

推進委員 番号1の畠については、所有権を取得し、3区画の特定建築条件付き売買予定地として利用するものです。

申請地はこれまで草刈り等により管理されています。周辺は住宅地や菜園などになっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

番号3の田については、所有権を取得し、駐車場として利用するものです。

申請地は譲受人の自宅横の1筆の田で、草刈り等により管理されています。申請地の横ではこれから水田の作業が始まるので、駐車場の工事は秋からになるそうです。特に周辺の農業への影響はないと思われます。

議長 続きまして、第6地区の伊藤推進委員さん。

伊藤 第6地区、推進委員の伊藤です。

推進委員 番号2の畠については、使用貸借権を設定し、一般住宅として利用するものです。申請地は1筆の畠で、草刈り等により管理されています。周辺は住宅地や菜園などになっており、特に周辺の農業に影響はないと思われます。

議長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

— 質疑なし —

議長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議がない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数確認 — 「全員挙手」 —

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。次に議案第25号 非農地証明願いについて、事務局より説明をお願いいたします。

次 長 9 ページをご覧ください。

議案第 25 号 非農地証明願いについて、非農地証明願いの提出が下記のとおりあったので提案する。

令和 7 年 5 月 9 日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

番号 1、(畝) 259 m² の土地については、平成 22 年 9 月 30 日に申請どおりに転用され非農地化された土地になります。チェックリストについては、②の転用目的どおりに転用し、非農地化された土地となります。

申請地は次の 11 ページに掲載していますのでご覧ください。以上、非農地証明願 1 件についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明及び報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようありますので、これで質疑を終わります。

これより議案第 25 号 非農地証明願いについて、採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって議案第 25 号 非農地証明願いについては、原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について事務局より説明をお願いします。

次 長 12 ページをご覧ください。

議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴収について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められたので提案する。

令和7年5月9日 白杵市農業委員会 会長 小橋 勇二

なお、内容につきましては、主管課が農林振興課になりますので、詳細につきましては担当課より説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

佐 藤 おはようございます。農林振興課の佐藤です。

主 査 では、議案第26号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明させていただきます。

1ページです。畠3筆 を貸し付けするものです。農用地の所在は2ページに掲載しています。

続きまして、3ページを説明します。畠3筆 を貸し付けするものです。農用地の所在は4ページに掲載しています。

続きまして、5ページを説明します。畠1筆 を貸し付けするものです。農用地の所在は6ページに掲載しています。

続きまして、7ページを説明します。畠1筆 を貸し付けするものです。農用地の所在は8ページに掲載しています。

続きまして、9ページを説明します。畠2筆 を貸し付けするものです。農用地の所在は10ページに掲載しています。

続きまして、11ページを説明します。田1筆、田3筆、田4筆 を貸し付けするものです。農用地の所在は12ページに掲載しています。

続きまして、13ページを説明します。田1筆 を貸し付けするものです。農用地の所在は14ページに掲載しています。

続きまして、15ページを説明します。畠5筆、畠1筆、畠2筆 を貸し付けするものです。農用地の所在は16ページに掲載しています。

続きまして、17ページを説明します。畠6筆、畠1筆 を貸し付けするものです。農用地の所在は18ページに掲載しています。

続きまして、19ページを説明します。田2筆 を貸し付けするものです。農用地の所在は20ページに掲載しています。

続きまして、21ページを説明します。畠1筆 を貸し付けするものです。農用地の所在は22ページに掲載しています。

以上、農用地利用集積等促進計画案についてご提案申し上げます。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

後 藤 はい。17 ページですが、借り手の会社はお茶を作る会社で、経営作目が野菜となっておりますが、何の野菜を植えるのでしょうか。お茶だと
委 員 思うのですが。

議 長 担当課、お願いします。

佐 藤 ご指摘ありがとうございます。こちらは野菜ではなく、お茶の間違いです。修正させていただきます。ありがとうございます。
主 査

議 長 後藤委員さん、お茶だそうです。これは新規ではなく、切り替えでしょうか。

佐 藤 はい。

主 査

議 長 現在、植わっているところですね。わかりました。
他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議 長 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。これより、議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について採決を行います。本件を原案どおり承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第26号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。以上で本総会の議案はすべて終了しました。ありがとうございました。